

全議 M 1 第 8 号
令和 6 年 3 月 12 日

市議会事務局長 各位

全国市議会議長会
事務総長 橋本 嘉一

議会に係る手続等のオンライン化・デジタル化の具体的方法について

平素は本会の運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

既にご案内の通りですが、今回の地方自治法の改正を踏まえて、オンラインによる手続を行う場合、その具体的な事項（署名に代わる本人確認の方法、議会への提出先など）については、議会等が定めることになっています。

このため、会議規則及び委員会条例の改正に加え、規程等で具体的な事項を定める必要があることから、標準市議会議規則及び標準市議会委員会条例に係る情報通信技術の活用に関する規程(例)等を掲載した「議会に係る手続等のオンライン化・デジタル化の具体的方法について」を本会ホームページ内メンバーのページ（議会事務局の方）「全市へのお知らせ」及び「研究会」欄に掲載しましたのでお知らせいたします。

お問い合わせ先 全国市議会議長会 企画議事部 TEL : 03-3262-2303 E-mail : chousa@si-gichokai.gr.jp FAX : 03-3263-5751
--